

令和8年10月26日

お客さま各位

知多信用金庫

預金規定等の改正について

平素は知多信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み」にもとづき、下記のとおり預金規定等を改正します。

なお、改正後の規定は改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改正日

2026年（令和8年）12月1日（火）

2. 改正する規定等

- （1）当座勘定規定（一般用）
- （2）普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- （3）貯蓄預金規定
- （4）納税準備預金規定
- （5）通知預金規定
- （6）定期積金規定
- （7）定期預金共通規定
- （8）代金取立規定

3. 主な改正内容

- （1）手形・小切手の振出期限設定への対応
 - （2）当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了への対応
- 改正の詳細につきましては、別紙の新旧対照表にてご確認ください。

※詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

以 上



知多信用金庫

新	旧
当座勘定規定（一般用） 第1条（省略） 第2条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> （2）～（4）（省略） 第3条～第7条（省略） 第8条（手形、小切手等の支払） （1） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（4）（省略） 第9条（手形、小切手用紙） （1） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年11月30日までに振り出してください。</u> （2） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年11月30</u>	第1条（省略） 第2条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4）（省略） 第3条～第7条（省略） 第8条（手形、小切手等の支払） （1） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4）（省略） 第9条（手形、小切手用紙） （1） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

新	旧
<u>日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) (4) (省略) (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第10条～第13条 (省略) 第14条 (支払保証) 小切手の支払保証はしません。 第15条～第17条 (省略) 第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	(3) (4) (省略) <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。ただし、手形用紙、小切手用紙の請求については、令和8年9月30日に終了します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第10条～第13条 (省略) 第14条 (支払保証<u>に代わる取扱い</u>) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。ただし、自己宛小切手の発行については、令和8年9月30日に終了します。</u> 第15条～第17条 (省略) 第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

新	旧
(2) (省略) 第19条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略) 第20条～第34条 (省略) 以 上 [別紙] 注意コード一覧表 (省略) 約 束 手 形 用 法 1. 2. (省略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 4. ～7. (省略) <u>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上 為 替 手 形 用 法 1. ～3. (省略)	(2) (省略) 第19条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (省略) 第20条～第34条 (省略) 以 上 [別紙] 注意コード一覧表 (省略) 約 束 手 形 用 法 1. 2. (省略) 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4. ～7. (省略) <u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印 (お届印) のうえ請求してください。</u> <u>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上 為 替 手 形 用 法 1. ～3. (省略)

新	旧
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～9. (省略) <u>10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上 小 切 手 用 法 1. (省略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～7. (省略) <u>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5. ～9. (省略) <u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。</u> <u>11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上 小 切 手 用 法 1. (省略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～7. (省略) <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> 以 上
普通預金（決済用普通預金を含む）規定 1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他	1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他

新	旧
の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上	の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上
貯蓄預金規定 1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上	1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上
納税準備預金規定 1. ～2. (省略)	1. ～2. (省略)

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2) ～(5) (省略) 4. ～5. (省略) 6. (預金の払戻し) (1) ～(3) (省略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 (5) (省略) 7. ～22. (省略) 以 上	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～(5) (省略) 4. ～5. (省略) 6. (預金の払戻し) (1) ～(3) (省略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (5) (省略) 7. ～22. (省略) 以 上
通知預金規定 1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日	1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日

新	旧
を預入日とします。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2) (省略) 4. ～16. (省略) 以 上	を預入日とします。 (2) (省略) 4. ～16. (省略) 以 上
定期積金規定 1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上	1. ～2. (省略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (省略) 4. ～22. (省略) 以 上
定期預金共通規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ)	1. (省略) 2. (証券類の受入れ)

新	旧
(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。</u> (2) ～(3) (省略) 3. ～14. (省略) 以 上	(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) ～(3) (省略) 3. ～14. (省略) 以 上
代金取立規定 1. (省略) 2. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取り扱います。<u>ただし、令和8年11月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、取扱いをいたしません。また、令和8年12月1日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、取扱いをいたしません。</u> 3. ～12. (省略) 以 上	1. (省略) 2. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取り扱います。 3. ～12. (省略) 以 上